

監査役を設置している株式会社様へ

東京法務局

平成27年5月1日に会社法の一部を改正する法律等が施行されました。

この法律等の施行により、平成27年5月1日から、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め（以下「会計限定監査役の定め」という。）がある株式会社は、その旨の登記をしなければならないことになりました（ただし、特例有限会社については、登記の必要はありません。）。

1 対象となる会社

次の(1)又は(2)の条件に全て該当する場合は、「会計限定監査役の定めがある旨」の登記が必要となります。

(1) 平成18年4月30日以前に設立された株式会社の場合

- ① 資本金は1億円以下である（平成18年5月1日当時、資本金が1億円以下であり、かつ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円未満である。）。
- ② 株式の全部に譲渡制限の規定がある（平成18年4月30日以前から現在まで）。
- ③ 監査役の監査の範囲について、定款を変更していない（平成18年5月1日から現在まで）。
- ④ 監査役会及び会計監査人を設置していない。

添付書面

会計限定監査役の定めが記載された定款又は別紙の証明書

(2) 平成18年5月1日（会社法施行日）以降に設立された株式会社又は平成18年4月30日以前に設立された株式会社で、かつ、平成18年5月1日以降に譲渡制限規定を設定した株式会社の場合

- ① 株式の全部に譲渡制限の規定がある。
- ② 監査役会及び会計監査人を設置していない。
- ③ 会計限定監査役の定めがある。

添付書面

会計限定監査役の定めが記載された定款又は当該定めを決議した株主総会議事録

証明書記載例

改正前

役員に関する事項	監査役 甲野太郎	平成27年5月1日就任
		平成27年5月1日登記

平成27年5月1日以降

役員に関する事項	監査役 甲野太郎	平成27年5月1日就任
		平成27年5月1日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年5月1日登記

2 申請時期

平成27年5月1日以降、最初に監査役が就任、重任又は退任する登記を申請する際に、会計限定監査役の定めのある登記を申請する必要があります。

3 登録免許税

申請1件につき1万円（ただし、資本金が1億円を超える場合は3万円）

※ 役員変更登記と同時に申請することができ、その場合の登録免許税は、役員変更登記分のみであり、追加の登録免許税は必要ありません。

4 その他

「取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の登記」がされている場合に、「会計限定監査役の定めのある登記」をする場合は、「取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の登記」の廃止又は抹消が必要となる場合があります。

【別紙】

**監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の
定款の定めがあることを証する書面**

当社は、平成18年5月1日当時、現に資本金の額が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満である株式会社であったことから、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされており、その後現在に至るまで当該定款の定めの設定又は廃止に係る株主総会の決議をしておらず、当該みなされた事項を定款に反映していないため、定款又は株主総会の議事録を添付することができませんが、当社は当該定款の定めがあるとみなされた株式会社であることを証明します。

平成 年 月 日

本店

商号

代表取締役

Ⓔ

(注) 登記所への届出印によって押印する。